

地方独立行政法人京都市立病院機構に職員を引き継ぐ京都市の内部組織を定める条例

地方独立行政法人法第59条第2項の規定により地方独立行政法人京都市立病院機構に職員を引き継ぐ本市の内部組織は、旧京都市病院事業条例別表第1に規定する京都市立病院及び京都市立京北病院とする。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。